

一宮市おくやみガイドブック無償提供者募集要項

1. 趣旨

一宮市では、市民の死亡後に遺族が行う手続きをまとめた「おくやみガイドブック」を作成しています。「おくやみガイドブック」に広告を入れ、無償で提供していただける企業等を募集します。

2. 無償で提供していただくもの

(1) おくやみガイドブック

死亡時の行政関係、その他の関連手続きを示した冊子であって、市長が指定した部分に広告が印刷されたものをいう。

最大 A4 サイズの中綴じカラーで、広告部分 10 ページと市で内容を指定する部分 30 ページとし、表紙、裏表紙を含めて 40 ページとすること。なお、広告部分は市が指定した部分とすること。市で内容を指定する部分として、表紙、市役所での手続きチェックリスト、市役所以外での主な手続き一覧、各手続きの内容、必要なもの、担当課および手続き窓口、フロアマップ掲載部分を確保すること。

ただし、双方が協議のうえ、変更することも可能とする。

(2) 電子ファイル

おくやみガイドブックを市ウェブサイトからダウンロードできる PDF ファイルまたは手段（URL の提示等）を提供すること。

3. 広告について

市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者等の広告を優先的に掲載し、広告内容が、死亡時の手続き等に関連した広告掲載となるよう努めてください。なお、広告主及び広告内容については、一宮市有料広告審査会において事前に許可されたものに限り、掲載することができます。

4. 無償提供期間と納品について

無償提供期間は、2026 年 6 月 11 日から 2029 年 6 月 10 日までの 3 年間とし、内容・広告については、概ね 1 年程度で新たなものに更新し納品していただきます。

納品場所は、一宮市市民健康部市民課（愛知県一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号）とし、電子ファイルは、市が指定した方法により納品してください。

5. 設置場所

一宮市役所市民課、尾西事務所窓口課、木曽川事務所総務窓口課、市内 10 出張所に設置します。

6. 提出書類

(1) 一宮市おくやみガイドブック無償提供申込書

(2) 「令和 6・7 年度一宮市入札参加資格者名簿（物品等）」に登録の無いものは、以下の書類

- (ア) 会社の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
- (イ) 所在地の市町村税を滞納していないことの証明書（発行日から 3 か月以内のもの）
- (ウ) 会社概要、個人事業の場合は事業主の身分証明書の写し（パンフレットも可）
- (3) 提案書（全体のページ数や広告のページ数等の構成、紙質、納入までのスケジュール、広告の募集方法、自社の広告掲載基準、問題発生時の対応等）

7. 募集期間

2025 年 11 月 26 日（火）から 12 月 9 日（火）まで

8. 提出方法及び場所

- (1) 提出先 一宮市役所 市民健康部市民課（本庁舎 1 階）
メールアドレス shimin@city.ichinomiya.lg.jp
郵送先 〒491-8501 一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号
- (2) 提出方法 メール、郵送又は持参（FAX による提出は不可）
※持参時の受付時間：土日を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

9. 申込資格

以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 「令和 6・7 年度一宮市入札参加資格者名簿（物品等）」に登録のあるもの。申込書を提出時に登録の無いものは、事業に係る協定書の締結時までに登録を完了すること。協定書の締結日時は市で決定する。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の各号の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、その取り消しの決定を受けていないものを除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していないこと。
- (5) 所在地における市税を滞納していないこと。

10. 選定審査

提出された書類に基づき、審査会で実現性、業務実績、信頼性などを総合的に評価し選定します。

11. 問い合わせ先

一宮市役所 市民健康部市民課 住基担当 電話 0586-28-8972（直通）

12. 注意事項

- (1) 本要項の内容に適合しないもの、また、虚偽の内容が記載されているものは失格となります。
- (2) 提出に要する費用は、申込者負担とします。
- (3) 提出された書類は、原則として返却しません。